

# 昭和五十六年 農業所得標準きまる

等級	所得金額	等級	所得金額
1	104,000円	7	76,100円
2	98,700円	8	72,200円
3	93,400円	9	66,900円
4	88,300円	10	61,600円
5	84,100円	11	56,300円
6	80,100円		

◇ 水稲(一〇アール当り)

◇ 田うら麦作

(一〇アール当り)

二万九千七百円

◇ 普通畑

(一〇アール当り)

三万二百円

◇ 《別途控除する標準外経費》

◇ 共通のものとしては……

土地改良費、小作料、賃耕料、

雇人費、借入金利子

◇ その他のものとしては……

大農具償却費、ライスセンタ

ー委託料、請負耕作委託料等が

あります。

## 一月臨時市議会

◇ 国民健康保険条例の

一部改正

◇ 助産費 八万円を十万円に

(昭和五十七年三月一日

から適用)

◇ 葬祭費 三万円を四万円に

(昭和五十七年四月一日

から適用)

一月臨時市議会が二十五日開会され、この議会で提出された議案は、長門市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例、国民健康保険条例の一部を改正する条例及び昭和五十六年度一般会計補正予算など三議案が審議されたのち、原案のとおり議決され同日閉会しました。

## トラクター、コンバイン等は ナンバープレートを……

農業の機械化が進み、農作業用小型特殊自動車の普及は著しいものがあります。

次に該当するものは、ナンバープレート装着が義務づけられています。軽自動車税の対象となり、購入と同時にナンバープレートとの交付と軽自動車税の申告が必要で、

◇ 該当するもの

◇ 運輸大臣の型式認定(農・号)

◇ 変更を生じることがあります。

◇ 申告先 市役所税務課

(注) 昭和五十七年度に地方税法の改正があった場合、右記税率に

変更を生じることがあります。

◇ 税率 年額 一、四五〇円

◇ 以下、全高二、〇〇メートル以下、全高二、〇〇メートル以下のもの、最高速度十五キロメートル毎時以下のもの、総排気量一、五〇リットル以下のもの。

◇ 乗用装置のあるもの。

◇ 自動車の全長四、七〇メートル以下、全幅一、七〇メートル以下、全高二、〇〇メートル以下のもの、最高速度十五キロメートル毎時以下のもの、総排気量一、五〇リットル以下のもの。

## 春の全国火災予防運動

### 二月二十八日から三月十三日まで

春の全国火災予防運動が二月二十八日から三月十三日まで展開されます。

昭和五十六年版の消防白書によると、昭和五十五年中に起った火災のうち、損害額のいちばん大きいのは、たばこによる火災で、一件当たり約百七十万円相当の財産が灰になった勘定になります。

◇ 第二位がストーブによる火災。

◇ 損害総額では、たばこに一位の座を譲っているものの、一件当りの損害額では断然トップ。一件当り約三百八十万円相当の財産が燃料

◇ 奪うことによる危険性も秘めています。ストーブを正しく使えば、ただの暖房器具です。使うときには、次の点に気をつけましょう。

◇ 取扱以上の注意事項など、説明書をよく読むこと。

◇ 周囲は常に整とんし、燃えやすいものを置かないこと。

◇ 部屋の出入口や通路などで使わないこと。

◇ 近くに洗濯物を干したりしないこと。

◇ 燃料の補給は必ず火を消してからにすること。

◇ 長門市では、昭和五十六年中の火災発生状況は、建物十四件、林野六件、その他一件、計二十一件の火災が発生しています。原因は、あせ焼、たき火、たばこや鍋のかけ忘れなどの順となっています。

◇ 損害額は、約三千七百万円になりました。みなさん火の取扱いに十分気をつけましょう。

任期満了による

### 長門市長選挙は

◇ 投票日は四月二十五日です

◇ 告示日は四月十五日

◇ 選挙運動は告示の日(立候補日を終えた日)から投票日の前日まで。



### 昭和五十七年度

### 公正取引委員会

### 消費者モニター募集

◇ 応募資格：二十歳以上の婦人の方。

◇ 申込受付期日：昭和五十七年三月十日(締切日の消印有効)

◇ 申込用紙の請求先

〒753 山口市滝町一ノ一 山口県庁内 山口県企画部県民生活課

へ請求のこと。(直接取りに行くか、または六十円切手をはった宛先明記の返信用封筒を同封の上、申込んでください。)

◇ 応募方法：所定の申込用紙に記入の上、次の事務所へ提出してください。〒730 広島市中区上八丁堀六一三〇 広島合同庁舎

第二号館八F、公正取引委員会事務局広島地方事務所総務課へ。

◇ 任期：昭和五十七年四月から昭和五十八年三月末日まで。

◇ 仕事の内容：消費者の立場からの要望、情報、意見の提出、アンケート調査、研修会への出席。

◇ 謝礼：年額一万二千円程度

※ 詳しくは、市民課市民相談係へおたずねください。

☎ 2111

内線 297

